資料３－１

分類改定案作成作業の進め方について（案）

平成 22 年 12 月 17 日

統計分類専門会議

○統計基準設定の可否について当初方針の決定
○分類改定の基本方針（サービスの取り扱いを含む）について決定
○使用する分類集約の基準について決定（※NAPCS 等も参考にする）
○分類改定の検討の進め方について

商品分類検討チーム	（総務省政策統括官付 統計審査官室）	各担当府省（作業グループを含む）※分野別に作業を行う
	○作業手順書の整備 ○改定作業スケジュールの作成	○生産物リストの作成、提出（以下の項目） ・日本標準産業分類項目 ・商品分類改定原案分類項目及び内容例示 ・対応する現行商品分類項目
	○生産物リストの確認（再検討・修正依頼もあり得る） ○本社事務等の生産物リストの作成	○改定分類原案の作成、提出（以下の項目） ・日本標準産業分類項目 ・商品分類改定原案分類項目及び内容例示 ・対応する現行商品分類項目 ※商品分類検討チームの会議予定日の３週間前までに、改定原案を事務局に提出する ○対応するＨＳ項目、ＣＰＣ項目の整備 ※可能な限り、この段階で提出
○改定原案の検討による改定案の作成（分野別）	○改定原案の確認（再検討・修正依頼もあり得る）	
○改定最終案の作成（全体）	○対応するＨＳ項目、ＣＰＣ項目の確認	○対応するＨＳ項目、ＣＰＣ項目の整備（前の段階で未完成の場合） ○（可能な限り）数的指標の収集 ※統計委員会諮問案の確定前であっても、可能な限り早期に事務局に提出する ※最終版は、統計委員会諮問案の確定時に事務局に提出する

統計分類専門会議

○改定最終案の検討（全体）
○統計委員会諮問案の作成、確定